

止水板設置促進アクションメンバー登録規程

令和 8 年 8 月 18 日 8 都市基調第 270 号

(目的)

第 1 条 都内において止水板設置促進の取組を連携して推進する企業、管理組合その他の団体（以下「企業等」という。）を止水板設置促進アクションメンバーとして登録する制度（以下「本制度」という。）に関し必要な事項を定めることにより、都民による止水板の設置検討の機会を創出し、止水板の普及促進を図ることを目的とする。

(参加の申請)

第 2 条 止水板設置促進アクションメンバーへの参加を希望する企業等（以下「参加希望者」という。）は、都が別に定める申請方法に基づき、当該参加希望者の名称、取組内容その他都が必要とする情報を提出することにより参加の申込みを行う。

(欠格条項)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当するもの（参加希望者の構成員を含む。）は止水板設置促進アクションメンバーの登録を受けることはできない。

- 一 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- 二 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 4 号に規定する暴力団員
- 三 前二号に掲げる者から委託を受けた者並びに前二号に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- 四 東京都契約関係暴力団等対策設置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項に基づく排除措置期間中の者
- 五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 22 条に規定する営業を行う者
- 六 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条に規定する連鎖販売取引を行う者
- 七 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者、拘禁刑以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）、公職にある間に犯した刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 197 条第 1 項、第 197 条の 2 から第 197 条の 4 までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 1 条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から 5 年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者並びに法律で定められる

ところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により拘禁刑以上の刑に
処せられその刑の執行猶予中の者

八 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する
者

九 税法（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）及
び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条から第 72 条の 64 までに規定する事業
税に係る規定並びに都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年条例
第 215 号）第 57 条に規定する建設作業機械等からの排出ガスに含まれる粒子状物質
等の量を増大させる燃料の使用禁止に係る規程に違反してから 5 年を経過しない者

十 都の指名停止措置を受けている者

十一 法令及び公序良俗に反すると認められる行為及びそれらを助長する行為を行う者

十二 都の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

（登録要件）

第 4 条 都は、参加希望者が、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを確認し、参
加を認める場合はその登録をする。

一 本規程の内容に同意した者

二 止水板の設置促進に資する取組を行っている者又は行う予定であると都が認める者

三 都内に事業所、事務所その他活動の拠点を有する者

2 止水板設置促進アクションメンバーの登録期間は、前項の止水板設置促進アクション
メンバーの登録を受けた日から登録を受けた日の属する年度の末日までとし、都からの
通知がない限り、1 年を単位として自動的に更新されるものとする。

（登録事業者の活動内容）

第 5 条 前条第 1 項の登録を受けた止水板設置促進アクションメンバー（以下「登録事業
者」という。）は、第 1 条の目的を達成するため、幅広く様々な場面で都民等に対し、止
水板設置促進の取組活動を行うものとする。

2 都は、登録事業者に対し、活動内容の報告を求めることができる。

3 登録事業者は、止水板設置促進アクションメンバーとして登録されている事実を広報
等に活用することができる。ただし、当該登録が都による登録事業者、当該登録事業者
の製品若しくはサービスの推奨、認定、認証又は保証を意味するものであるかのような
表示や説明を行ってはならないものとする。

4 登録事業者は、止水板設置促進の取組に係る活動を行うに当たっては、都民等に対す
る過度な営業活動、強引な勧誘その他の都民等に不利益を与える行為とならないよう十
分配慮しなければならないものとする。

(都の活動内容)

第6条 都は、前条の登録事業者の活動等の状況をホームページ等に掲載すること、その他の止水板設置促進に係る普及啓発活動を行うことができる。

2 都は、登録事業者の名称を原則として公開する。

(登録の取消し)

第7条 都は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の登録を取り消すことができる。

- 一 第5条第1項の登録要件を満たさなくなったとき。
- 二 本制度の信用又は社会的評価を損う行為を行ったとき。
- 三 他の登録事業者又は第三者の利益を害する行為を行ったとき。
- 四 本制度の目的に反する行為を行ったとき。
- 五 虚偽の申込みを行ったとき又は虚偽の申込みの疑いがあるとき。
- 六 消費者に対する不適切な勧誘、契約締結の強要その他これらに類する行為を行ったとき。
- 七 その他都が必要であると認めるとき。

2 都は、第1項の規定により登録を取り消された者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(非保証・免責事項)

第8条 本制度は、登録事業者、登録事業者の製品若しくはサービス又は登録事業者が行う活動について、都が推奨、認定、認証又は保証を行うものではない。

2 本制度は、登録事業者が「止水板設置促進アクションメンバー」という名称を用いて行う一切の活動について、都が正確性及び適法性を保証するものではなく、登録事業者の活動が第三者の権利等を侵害しないこと又は法令に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

(所管)

第9条 「止水板設置促進アクションメンバー」に係る事務は、東京都都市整備局都市基盤部調整課が所管する。

(個人情報の取扱い)

第10条 都は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）又は個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）の規定に基づき収集する個人情報を適正に管理する。

(規程の改定)

第 11 条 本規程は、都が、事前の通知なく必要に応じて改定する場合がある。

2 本規程の改定により登録事業者に不利益が生じたとしても、都は一切の責任を負わない。

(管轄裁判所)

第 12 条 本規程に定める事項に関して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とし、準拠する法律は日本国の国内法、使用する言語は日本語とする。

(その他)

第 13 条 本規程に定めるもののほか、止水板設置促進アクションメンバーの運営等に関して必要な事項については、都が別に定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 8 月 18 日から施行する。